

お知らせ

平成23年5月分(4月使用分)から

# 簡易水道料金が変わります

平成23年5月分(4月使用分)から簡易水道料金とメーター使用料を次の表のとおり改定させていただきました。

水道事業は、独立採算を基本とし、皆さんからいただく水道料金としての収入で賄われ、これまでも経費の縮減を図ってまいりましたが、合併に伴い事業の資金となる料金収入が大幅に減少したことにより、健全な経営が困難な極めて厳しい経営状況となっており、

今後とも市民のみなさんへの「安全・安心・おいしい水の安定供給」と「重要なライフライン維持」のため、業務を進めてまいりますとともに経営の効率化とコスト縮減など一層の経営努力を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

## 新旧簡易水道料金表

※消費税は含まれています

種別	旧料金表(平成22年度)			新料金表(平成23年度～)		
	基本料金 基本水量	超過料金 (1m <sup>3</sup> )	メーター 貸付料 (13mm)	基本料金 基本水量	超過料金 (1m <sup>3</sup> )	メーター 貸付料 (13mm)
一般用	八代市二見白島地区	8m <sup>3</sup> 1,500円	200円	60円		
	坂本町区域	5m <sup>3</sup> 1,050円	105円	105円		※
	東陽町河俣地区	5m <sup>3</sup> 1,050円	105円	105円		※
	東陽町打越地区	5m <sup>3</sup> 1,575円	105円	105円		63円
	東陽町箱石地区	10m <sup>3</sup> 700円	56円	105円		
一線用	八代市二見白島地区	水量1m <sup>3</sup> につき	(定額制) 月額40円	水量1m <sup>3</sup> につき		315円
	泉町搭合地区					
	泉町稚原地区					
臨時用	その他の区域	水量1m <sup>3</sup> につき		水量1m <sup>3</sup> につき		315円
泉町放任給水地区		(定額制) 月額40円		(定額制) 月額520円		

※メーター貸付料：口径によって料金が違います。口径別の料金は次のとおりです。  
 (13mm) 63円 (20mm) 115円 (25mm) 126円 (40mm) 231円 (50mm) 1,260円

## ■改定のポイント

### ▶ 新料金設定の考え方 . . . . . 必要経費の60%を目途に料金設定します

今回の改定は、維持管理(人件費・動力費・薬品費・水質検査費・修繕費 他)、施設整備時の借入金返済に必要な経費などを賄える料金水準を目途としながら、60%を料金で回収することを主眼とし、設定させていただくものです。不足する40%については、市税などを充てています。

### ▶ 料金体系の統一 . . . . . 各地区で異なる料金体系の一部を統一します

合併以前の旧市町村毎に異なる料金体系が維持されてきましたが、水道事業の独立採算制や水道使用者の費用負担の公平性の観点からも、最終的に統一する方向です。

### ▶ 料金改定率 . . . . . 最終的な平均改定率は22.8%となります

現行の料金がこれまで違いましたので、単純に比較はできませんが、今回の料金改定による簡易水道事業全体の平均改定率です。

### ▶ 適用期日 . . . . . 平成23年5月分(4月使用分)から適用します

簡易水道料金早見表(泉町 打越地区)

使用水量	基本料金	基本料金	比較	使用水量	基本料金	基本料金	比較
1m <sup>3</sup>			△260	16m <sup>3</sup>	2,830	2,600	△230
2m <sup>3</sup>			△260	17m <sup>3</sup>	2,940	2,750	△190
3m <sup>3</sup>	1,680		△260	18m <sup>3</sup>	3,040	2,890	△150
4m <sup>3</sup>			△260	19m <sup>3</sup>	3,150	3,040	△110
5m <sup>3</sup>		1,420	△260	20m <sup>3</sup>	3,250	3,190	△60
6m <sup>3</sup>			△360	21m <sup>3</sup>	3,360	3,330	△30
7m <sup>3</sup>	1,890		△470	22m <sup>3</sup>	3,460	3,480	20
8m <sup>3</sup>			△570	23m <sup>3</sup>	3,570	3,630	60
9m <sup>3</sup>	1,990		△530	24m <sup>3</sup>	3,670	3,780	110
10m <sup>3</sup>			△480	25m <sup>3</sup>	3,780	3,920	140
11m <sup>3</sup>	2,310		△450	26m <sup>3</sup>	3,880	4,070	190
12m <sup>3</sup>			△400	27m <sup>3</sup>	3,990	4,220	230
13m <sup>3</sup>	2,520		△360	28m <sup>3</sup>	4,090	4,360	270
14m <sup>3</sup>			△310	29m <sup>3</sup>	4,200	4,510	310
15m <sup>3</sup>	2,620		△280	30m <sup>3</sup>	4,300	4,660	360
	2,730						

簡易水道料金早見表(泉町 落合地区・椎原地区)

使用水量	基本料金	基本料金	比較	使用水量	基本料金	基本料金	比較
1m <sup>3</sup>			1,380	16m <sup>3</sup>	1,380	2,600	2,560
2m <sup>3</sup>			1,380	17m <sup>3</sup>	1,380	2,750	2,710
3m <sup>3</sup>			1,380	18m <sup>3</sup>	1,380	2,890	2,850
4m <sup>3</sup>			1,380	19m <sup>3</sup>	1,380	3,040	3,000
5m <sup>3</sup>		1,420	1,380	20m <sup>3</sup>	1,380	3,190	3,150
6m <sup>3</sup>			1,380	21m <sup>3</sup>	1,380	3,330	3,290
7m <sup>3</sup>			1,380	22m <sup>3</sup>	1,380	3,480	3,440
8m <sup>3</sup>		40	1,380	23m <sup>3</sup>	1,380	3,630	3,590
9m <sup>3</sup>			1,570	24m <sup>3</sup>	1,530	3,780	3,740
10m <sup>3</sup>			1,720	25m <sup>3</sup>	1,680	3,920	3,880
11m <sup>3</sup>			1,860	26m <sup>3</sup>	1,820	4,070	4,030
12m <sup>3</sup>			2,010	27m <sup>3</sup>	1,970	4,220	4,180
13m <sup>3</sup>			2,160	28m <sup>3</sup>	2,120	4,360	4,320
14m <sup>3</sup>			2,310	29m <sup>3</sup>	2,270	4,510	4,470
15m <sup>3</sup>			2,450	30m <sup>3</sup>	2,410	4,660	4,620

簡易水道料金早見表(泉町 放任地区)

区分	基本料金	新料金	比較
(定額制)	40円	520円	480円

■料金の算定方法

※ 10円未満は切り捨てとなります

簡易水道料金 = [基本料金] + [超過料金] + [メーター貸付料]

■料金の算出例

▶ 使用水量が 8m<sup>3</sup> (1人世帯目安) 以下の場合 (泉町放任給水区域を除く)

[簡易水道料金] = [基本料金] + [超過料金] + [メーター貸付料]  
 1,420円 = 1,365円 + 147円 × 0m<sup>3</sup> + 63円

▶ 使用水量が 24m<sup>3</sup> (3人世帯目安) の場合 (泉町放任給水区域を除く)

[簡易水道料金] = [基本料金] + [超過料金] + [メーター貸付料]  
 3,780円 = 1,365円 + 147円 × (24m<sup>3</sup> - 8m<sup>3</sup>) + 63円